

わが国の社会資本整備への メディエーション導入にあたっての論点

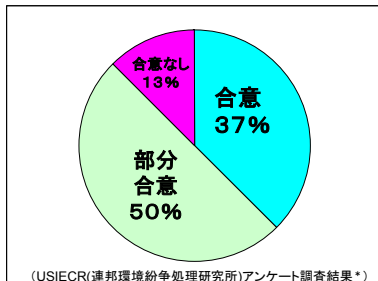
1. 社会資本整備にメディエーションを導入すべきか？
どのように位置づけられるか？【第1部で議論】
 - ① 導入することの **意義や必要性**
 - ② 社会資本整備におけるメディエーションの **特徴**
2. 社会資本整備にメディエーションを導入するためには、
どのような課題があるか？【第2部で議論】
 - ① メディエーションの **始め方**や **進め方**
 - ② **メディエーター**や **支援組織**

1

【第1部】社会資本整備にメディエーションを導入すべきか？どのように位置づけられるか？

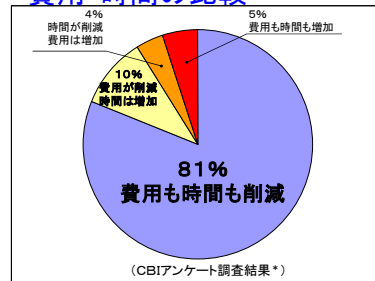
メディエーションのメリット(米国の運用実態)

- ・ **メディエーションの合意の達成度**
- ・ **メディエーションと他の手法との費用・時間の比較**



* : 政府機関が実施した環境紛争解決案件(24件)への参加者を対象としたアンケート

出典: USIECR (2004) Preliminary Report on ECR Performance: A Multi-Agency Evaluation Initiative

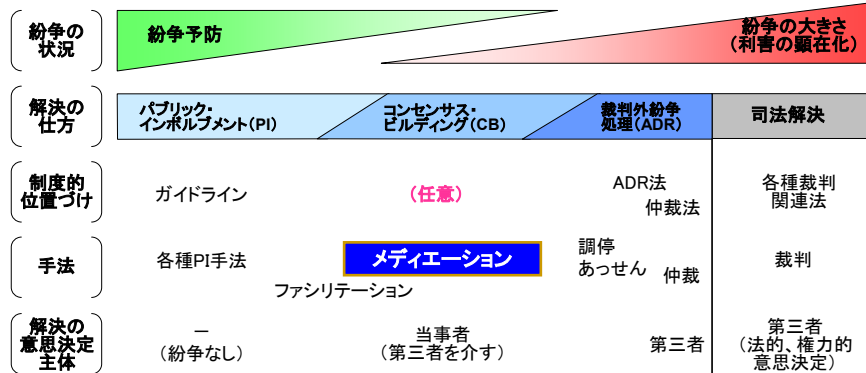


* : 土地利用に関する紛争解決を支援したメディエーター(100件)を対象としたアンケート

出典: Susskind, vander Wansem, and Giacarelli (2000) "Mediating Land Use Disputes in the United States: Pros and Cons"

2

わが国の社会資本整備におけるメディエーションの位置づけ(仮説)



メディエーション適用事業の判断(米国の運用実態)

- まずは紛争アセスメントを実施し、次のステップに進むかどうかを判断

【判断の観点】

- 1) 長期的な人間関係構築が重要かどうか。
- 2) 人を集めることができるかどうか。
- 3) 時間の制約は無いか。
- 4) 多くの利害関係者に参加する意思があるか。
- 5) 行政機関に、外の人を入れようという雰囲気(組織風土)があるか。
- 6) 取引できる条件があるかどうか。
- 7) 当事者の力の差が圧倒的にあるかどうか。

(メディエーターへのヒアリング調査結果)

メディエーションの進め方

<ステップ1> 紛争アセスメント

<ステップ2> 招集

<ステップ3> 責任の明確化

<ステップ4> 共同事実確認

<ステップ5> 審議

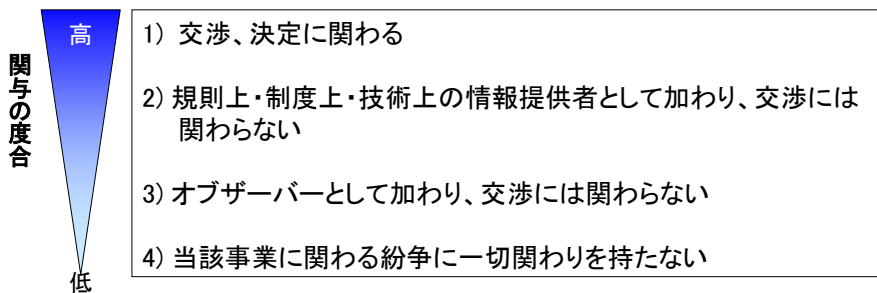
<ステップ6> 決定

<ステップ7> 合意の実現

Susskind, The Consensus Building Handbook (1999)より

行政のメディエーションへの関わり方(米国の運用実態)

- メディエーションの場に行政が入る場合と入らない場合がある



(メディエーターへのヒアリング調査結果)

メディエーターの中立性（米国の運用実態）

- **メディエーターの中立性等を確保するため、行動規範が策定**

規範Ⅱ. 公平性 (IMPARTIALITY)

- メディエーターは、メディエーションを公平に実施することができない場合、かかるメディエーションを断らなければならない。公平性とは、えこひいき、偏見、先入観のないことを意味。
- メディエーターは、メディエーションを公平に実施し、不公平に見える行為は避けなければならない。

(メディエーター行動規範モデルより抜粋)
出典: AAA, ABA, ACR (2005) Model Standards of Conduct
For Mediators

メディエーションの支援組織（米国の運用実態）

- **米国環境紛争処理研究所 (USIECR) では各種サービスを通して、メディエーションを支援**

- メディエーション等のマネジメント。
- メディエーター名簿 (Roster) を作成し、公開。
- 政府機関職員を対象としたトレーニングの実施。
- メディエーション案件の評価 (参加者へのアンケート等) を実施。

(USIECRヒアリング結果)

※このほか、社会資本整備の紛争解決サービスを提供する民間会社等も多数ある